

屋久島永田浜

やくしまながたはま

鹿児島県屋久島町



いなか浜

[登録番号] 1559
[登録年月日] 2005年11月8日
[面積] 10ha
[湿地のタイプ] E: 砂、礫、中礫海岸。砂州、砂嘴、砂礫性島、砂丘系を含む
[保護の制度] 国立公園特別地域
[国際登録基準] 4

湿地の概要

屋久島は、九州の最南端から60km南にある周囲約132km、面積約5万ヘクタールの島であり、里地の年間平均気温は20℃前後、降水量は4,000mm以上で、樹齢1,000年以上といわれるヤクスギに代表される原生自然林と、海岸から山頂までの顕著な標高差に応じた植生の垂直分布が見られるという、特異な自然環境にある。1993年、世界自然遺産に登録され、毎年多数の観光客が訪れる。また、屋久島はユネスコエコパークにも認定されており、持続的な利活用と生態系の保全を両立できるような構造となっている。原

生的な自然の中で、登山、カヌー、スクーバダイビングなど、多種多様なエコツアーズが行われているのも特色の一つである。

屋久島永田浜は、屋久島北西部の「前浜」「いなか浜」および「四ツ瀬浜」の総称であり、花崗岩が風化した砂からなり、屋久島では数少ない砂浜の一つである。この小さな砂浜には毎年アカウミガメが産卵にやってくる。屋久島永田浜は北太平洋地域でもっとも高密度にアカウミガメの産卵が行われる海岸で、アカウミガメの生活史にとって重要な場所となっている。



湿地にかかわる動植物

永田浜には、毎年4月下旬から8月上旬にかけて多くのウミガメが産卵のために上陸し、7月上旬から9月下旬にかけて、ふ化した子ガメが海に帰ってくる。屋久島に上陸するウミガメはアカウミガメとアオウミガメである。アカウミガメは大きな頭が特徴で、甲長は70から90cmぐらいで、アオウミガメよりも一回り小さいぐらいの大きさである。アオウミガメは、小さい頭につるつるした甲羅が特徴で、甲長は大人で約80から100cmである。アカウミガメの上陸数においては、日本全体の約30～40%を占めており、北太

平洋最大のアカウミガメの産卵地になっている。このため2002年に霧島屋久国立公園に指定され、2005年にラムサール条約に登録された。アオウミガメについては、屋久島がアオウミガメ上陸の北限となっている。ウミガメのほかにも、多様な生態系を有している。付近の海域にはサンゴ礁が点在し、時期によるが、その中を泳ぐカラフルな魚や様々な海洋植物を観察することができる。



ウミガメ



子ガメ

保全・管理の取組

日本の砂浜に上陸しているアカウミガメは減少しており、近い将来絶滅の恐れがあるといわれている。その原因として、産卵前のウミガメはとても警戒心が強く、騒音や人工的な光を嫌うことにある。海辺に建設された宿泊施設や車のライトなどで砂浜が明るく照らされていると、上陸をやめてしまう。さらに、浜に人影があったり騒いだりすると、産卵をやめてしまうこともある。また、浜への見学者が増加したために、大勢の人に巣穴の上を踏み固められ、ふ化前の子ガメが砂の

中から出ることができず、死んでしまっているケースもある。

ウミガメの減少に歯止めをかけるべく、地元住民や関係機関が連携して、ウミガメの保護に力を入れている。一例として、道路からの光を遮光するため、松等の植林を行う活動、産卵巣が踏まれないように保護ロープを浜の上部に設置する活動、ウミガメの種類や甲長甲幅を計測し個体識別を行う調査活動など、様々な保護保全活動を実施している。



保護柵を設置している様子



保護柵とその看板

ワイズユースの取組

永田浜において、2023年度にウミガメの観察会を再開する予定としている。ウミガメの観察会は、参加料と引き換えにウミガメを観察する際の注意点を教えてくれる事前レクチャーから始まり、ウミガメが上陸し始めると砂浜に降りて、ウミガメを観察する流れになっている。基本的に永田の住民が付き添い、ウミガメの話をしている。屋久島を訪れた参加

者にとって、ウミガメを通して、環境保全活動の大切さを学ぶ機会となっている。

また、普及啓発活動の一環として、島内にある小中学校での出張講師によるウミガメの講演や夜の浜に集合しての観察会を実施している。小中学生にウミガメの知識や保護の必要性を教えている。こちらの活動についても、永田の住民が直接学校へ行って実施している。



ウミガメ学習会

関連自治体

屋久島町役場 ☎0997-43-5900

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています（日本は、1980年に加入）。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

- 基準1：特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿。
- 基準2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。
- 基準3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。
- 基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。
- 基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。
- 基準6：水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。
- 基準7：固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。
- 基準8：魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。
- 基準9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類：魚、エビ、カニ、貝類

屋久島永田浜（やくしまながたはま）

発行：環境省自然環境局野生生物課 編集協力：日本国際湿地保全連合 デザイン：安部彩野デザイン事務所

写真提供：屋久島町

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なしで全部あるいは一部を複写することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なしでの商業的利用を禁止します。

2023.03